

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和8年5月19日現在)

I 入院基本料について

1 病棟

「特殊疾患病棟入院料2」の届出を行っています。入院患者様10人に対して、1名以上の看護要員（看護職員及び看護補助者）が従事しています。

当病棟では1日に25人以上の看護要員(看護職員及び看護補助者)が勤務しています。
時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9時30分～夕方17時30分まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
夕方17時30分～深夜0時まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
深夜0時～朝9時30分まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

※上記数字は満床ベースの数を記載しています。

2 病棟

「障害者施設等入院基本料(7対1入院基本料)」の届出を行っています。入院患者様7人に対して、1名以上の看護職員が従事しています。

当病棟では1日に23人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9時30分～夕方17時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
夕方17時30分～深夜0時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です。
深夜0時～朝9時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です。

※上記数字は満床ベースの数を記載しています。

3 病棟

「特殊疾患病棟入院料2」の届出を行っています。入院患者様10名に対して、1名以上の看護要員（看護職員及び看護補助者）が従事しています。

当病棟では1日に29人以上の看護要員(看護職員及び看護補助者)が勤務しています。
時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9時30分～夕方17時30分まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
夕方17時30分～深夜0時まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は13人以内です。
深夜0時～朝9時30分まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は13人以内です。

※上記数字は満床ベースの数を記載しています。